



No. 8 発行 昭和46年3月25日 発行所 福生市役所企画調査室 TEL51-1511 内線212

みんなであせごう交通事故

春の全国交通安全運動

前期 4月5日～4月10日
後期 4月26日～5月1日

4月は、入学期にあたっては、新入児童や園児が交通事故に巻き込まれる危険な時期です。また、4月下旬から5月はじめにかけては行楽期であり、マイカーによる事故の増加が心配されます。特に行楽地へドライブするようなどきは、ふだん慎重な運転をする人でも、とかく無理をしがちであり、スピード違反、追越違反、わき見運転、酒酔い運転、踏切での一時停止などをせず、とり返しのつかない事故を起こすこととなります。

そこで、今年の春の全国交通安全運動は、つぎのように二回に分けて実施しますので、運転者も歩行者もお互いに交通安全をよき守り、交通安全につとめましょう。

昭和45年12月16日以降転入転出のみ なさんへ

都知事選挙の注意

4月11日の都知事選挙が近づきました。昭和45年12月16日以降転入または転出されたみなさんは、つぎの点にご注意ください。

転出者 福生市の選挙人名簿に登録されている、昨年12月16日以降都内の区市町村へ転出した人は、転出先に住所があることを証明する文書をもって、投票日の当日、福生市の投票所で投票するか、または投票日の前日までに不在者投票をしてください。

転入者 昨年12月16日以降福生市に転入した人は、当市に引き続き住所を有する証明を持って(無料)もとのところで投票するか、投票日の前日までに不在者投票をするかしてください。

不在者投票をしようとする人は、4月10日までに名簿登録地の選挙管理委員会へ不在者投票用紙および不在者投票用封筒を請求し、投票してください。

固定資産税1期は

4月が納期です

納税通知書が届かない方は、
税務課固定資産税係へ(電話51-1511 内線233)

運転、無暴運転の絶滅を重点に実施されますが、つぎの点に特にご注意ください。

- 1、発車前の車の点検整備を完全にしておく。
- 2、エンジンやブレーキの調子はよいか、ハンドルのがたはないか、ワイパーはよく動くか。空気圧は適当か(高速道路を通るときは、ふだんの一・五倍くらい)など
- 3、ドライブの計画に無理がないように

行楽期は車が混雑するので、予定どおり目的地に着くことは期待できない。途中の休けい時間なども十分計算に入れること、心身を最高の状態に保っておく。

前日の疲れや寝不足が残っているときは居眠り運転のもとになるので、こうした状態のもとでは、決してハンドルを握らないようにする。

4、酒を飲んだら絶対に運転しない。
5、モーターバイクなどの二輪車の運転は、スピードを出しすぎぬよう、また、ヘルメットにより頭部をしっかり保護すること

4月から生活扶助世帯などの 水道基本料金を免除します

4月から生活扶助世帯、児童扶養手当、母子福祉年金等の受給世帯には、水道料金(基本料金)の一部が免除されますので、福祉事務所、市民課、または、水道課の窓口へお申し込みください。

免除になる料金
水道料金(基本料金) 1か月につき
口径13ミリの場合 三三〇円
口径20ミリの場合 四〇〇円
口径25ミリの場合 四五〇円

児童手当の申請はお早めに

福生市内に住んでいる方で、つぎの児童を扶養している方にそれぞれの手当が支給されます。まだ申請されていない方は、申請してください。

手当の種類

一、一般児童手当

義務教育終了前の児童を3人以上以上扶養している家族の3人目の児童から支給します。

二、障害児手当

20歳未満で心身障害の方

- (1) 精神薄弱児で「愛の手帳」の一、二、三度の方
- (2) 身体障害児で「身体障害者手帳」の一、二級のもの
- (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症のもの

三、遺児手当

遺児手当…児童一人につき 月額二〇〇〇円
なお、認定を受けた保護者(受給資格者)が特別区民税または市町民税の所得割額が一五〇〇〇円以上課せられているときは、支給が停止されます。

支払は、毎年3月、7月、11月の三期にそれぞれ前月までの分を支払います。

申し込み及びお問い合わせは、福生市福祉事務所福祉係(電話51-1511 内線241)へ。

し尿汲取りについて お願い

- 一、手洗いの水、掃除の水、乳児のオムツの洗水などを便槽に入れないでください。
- 二、雨水が便槽に流れこむ家庭では早急に改修してください
- 三、汲取りの時に中間に残ったし尿を落すために使用する流し水については、バケツ一杯分程度にしてください。

また衣類や、危険物などは絶対に入れないようにしてください。

一般家庭の汲取りは、申し込みをしないと収集できません。まだ申し込みをしていない方や転居をした方は、衛生課環境衛生係へお申し込みください。なお、有料事業所のし尿の汲取りは、実施済票に汲取り量が記入されます。これに基づき翌月市職員が料金の徴収にうかがいます。

愛の献血で 万々にそなえよう

献血をすると、輸血の必要などに優先されます。

みなさん、愛の献血運動に参加して、万一の時にそなえましょう。血液型も同時にわかります。

献血をするときの条件

- 一、満16歳以上、64歳までの方
- 二、体重は、男45kg、女40kg以上あること
- 三、血圧は、最高一〇〇ミリ以上あること
- 四、前回の採血が一月以上前であること

日時 4月8日(木)
午前10時から午後3時
場所 市役所裏

くわしいことは、衛生課予防衛生係(電話51-1511 内線246)にお問い合わせください。

接客業者(理容、美容 クリーニング業者)の 無料結核検診

青梅保健所では、つぎにより接客業者(理容、美容、クリーニング業従事者)の無料結核検診を実施いたしますので、対象者は、必ず受けてください。

日時及び場所
4月5日(月)、6日(火)
午後1時30分～午後3時30分
於中福生会館
4月12日(月)、13日(火)
14日(水)
午後1時～午後3時
於青梅保健所

短 信

4月の母子 衛生行事

乳児検診

(受付、午後1時30分～午後2時30分)
4月2日(金) 於中福生会館(福生地区)
4月14日(水) 於熊川中央館(熊川地区)

4月の相談室

人権相談

4月7日(水) 午前10時～午後3時
人権をおかされて困っている方は、お出かけください。

行政相談

4月21日(水) 午後1時～午後3時
国の行政で、不平、不満のある方は、お出かけください。

職業相談

毎週金曜日 午後1時～午後4時
働きたい方、また、働く人を求めている方は、お出かけください。

軟式野球大会の お知らせ

福生市体育協会旗争奪軟式野球大会をつぎのとおり開催いたしますのでご参加ください。

日程及び会場 4月18日(日) 於中福生会館 市営牛浜球場
参加費 二、〇〇〇円(新規加盟一、〇〇〇円)

締切 4月3日(土) 正午まで
主将会議 決定したい参加申込チームに連絡します。

申込先 福生市野球連盟事務局
(市役所内総務課 電話 51-1511 内線222 岡部宛)

郵送可

※ 申込用紙は、連盟加入チームには郵送します。新加入のチームには、申込先までご連絡いただければ用紙を郵送します。

霊柩車の運賃が 変わります

昭和46年4月1日から、霊柩車の運賃がつぎのように改められます。

基本額(10kmまで) 二、六〇〇円
1km増すごとに 七〇円
作業時間1時間30分を超える場合には、30分単位に 二〇〇円

郵便受箱をあつせん

ただいま郵便局では、郵政省標準規格郵便受箱をあつせんしています。

あつせん価格 七〇〇円
お申し込みは、お早めに福生郵便局(電話51-1930)へ

4月の行事

Table with 3 columns: 日 (Day), 曜 (Day of Week), 行 事 (Event). It lists various events such as '春の交通安全運動', '職業相談', '献血運動', and '市内軟式野球大会' throughout the month of April.

春は大火のシーズン

一人一人が万全の注意を

春先は新学期や行楽の行事で忙しくなり、暖い日も続きますので、家庭の暖房などの始末を忘れがちとなります。また、外出のときや寝るとき、コタツ、ストーブなどの火の始末をおろそかにしがちです。また、この時期には強い南風が吹くと急に気温が上がります、空気が乾燥して、火災が起きやすい条件になり、全国的にも、強風と乾燥という気象条件の中で大火が多く発生しています。ふだんから火災に対する注意を心がけましょう。

4月～9月の国民健康保険料は仮保険料を徴収

4月～9月までの国民健康保険料は、保険料の算定基礎となる前年の所得が6月頃まで確定せず、また医療費の支払いは、年度当初から行なわれ、資金繰りが難かしくなるため、9月まで前年度の納期毎の保険料の最高額の範囲で徴収いたします。

労働災害保険 説明会を開催

青梅労働基準監督署では、労働災害保険の年度更新手続き方法、給付内容、保険料率の改正などについて、つぎのとおり説明会を開催いたします。

暮しのメモ (4月)

すまいと健康 カーテンのよみがえりになる季節です。もう冬のカーテンを明るい色のものに替えられたことでしようが、まだでしたら、さっそく取り替えましょう。

美容 春になると、にぎびがふえるという人が多いようです。4月は何といてもほこりっぽい季節です。ほこりが毛あなをふさいで悪化するようです。手はよく洗っても、顔はあまり洗わない方がいいようです。とくに女性は化粧をしていて、顔を洗って、後で直すのに手間のかかるのをきらって、放っておくことが、にぎびの原因になっていくようです。

幼児のハシカもこの季節によくかかります。早目にお医者さんにも見てもらいましょう。うっかりすると肺炎を併発し、とり返しのつかないこととなります。